

提案募集

(5) テーマの設定

市民等からの提案（市民提案型）を募集する際にテーマを設けるか。自由提案のみとするか。
※行政からの提案（行政提案型）については、検討不要です。

《提案型の区分》

市民 提案型	①自由部門	分野を問わず広く地域の課題の解決を図るため、市民等から具体的な企画の提案・事業計画を公募するもの。
	②テーマ 設定部門	行政が地域の課題と認識している事項をテーマとして示し、市民等からそのテーマに沿った企画の提案・事業計画を公募するもの。
	③行政提案型	行政が地域の課題と認識している事項について、テーマや事業の概要を具体的に示し、市民等から事業計画を公募するもの。

《提案類型別の役割一覧》

提案類型	役 割	テーマ設定	企画提案	事業計画
市民提案型 (自由部門)	市民等	●	●	
	行政			
市民提案型 (テーマ設定部門)	市民等		●	
	行政	●		
行政提案型	市民等			●
	行政	●	●	

※企画提案をどちらが行うかによって市民提案型・行政提案型に分かれる。

企画提案・・・事業目的・内容、役割分担など

事業計画・・・事業実施の体制や手法、スケジュール、予算額、協働の効果、将来展望など

①市民提案型（自由部門）	
分野を問わず広く地域の課題の解決を図るため、市民等から具体的な企画の提案・事業計画を公募するもの。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の特性を活かした自由な発想の提案を期待することができる。 ・行政が見落としている地域課題を発掘し解決に繋ぐことができる。 ・行政単独では企画できない、行政の複数部署にまたがる横断的な事業が期待できる。 	
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ設定部門も提案可能とするか。 ・上限額を設けるか。 	

②市民提案型（テーマ設定部門）	
行政が地域の課題と認識している事項をテーマとして示し、市民等からそのテーマに沿った企画の提案・事業計画を公募するもの。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・行政がすでに関心を持っている課題の解決を、協働というアプローチで行うことができる。 ・事業担当課がある程度希望した課題なので、市民等との合意形成が比較的容易である。 ・市民等が応募を考えるきっかけや企画のヒントとすることができます。 	
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの見せ方→どこまで提示するか。（テーマ、説明、想定される取組み例等） ・自由部門も提案可能にするか。 ・上限額を設けるか。 	

※ 他市の状況については P3 参照

②市民提案型（テーマ設定部門）のテーマ例 ⇒テーマと簡単な説明のみを示す。

8. 意見テーマ一覧(市からのテーマ提案) 全5テーマ

	テーマおよび内容	担当部署
1	地域の力を活用した防災力の向上事業 自主防災組織が結成された後も、さらに充実した運営が行われていくためには、地域の持つ様々な課題に対応し、地域の実情に応じた取り組みを進めるとともに、組織や活動を支える人材の育成が重要になると考えられます。そこで、地域防災組織への指導助言を行う防災リーダーの育成・指導を推進するための企画提案を募集します。 【想定される取組みの例】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災リーダー養成講座の開催 ・自主防災活動啓発実例集の作成 様々な悩みを持つ自主防災組織の活動の参考にして頂くため、課題に対応して工夫されている自主防災組織の活動を紹介する実例集を作成し、講座の際のテキストとして配布する。	危機管理室
2	地域で取り組む子育て支援 地域の中で子ども達が健やかに育ち、親が安心して子どもを育てられる環境をつくるためには、地域全体で子育て支援に取り組む必要があります。そこで、市民の視点を生かした子育てを支援する意識の醸成や、子育てをする家庭を支援する取組みを募集します。 【想定される取組みの例】 <ul style="list-style-type: none"> ・親子の交流の場、遊びの場をつくる事業 ・育児勉強会の開催 ・地域における子ども達の見守り事業 ・高齢者による昔あそびなど、子ども達に遊びや体験の場を提供する事業 ・子育て経験者の知識や情報を子育て中の親へ伝える事業 	福祉部・教育委員会
3	暮らしに役立つ水道知識の普及事業 水道設備の点検による水漏れの予防など、水道に関する日常生活に役立つ知識を普及啓発することで、日常生活に欠かすことのできない水道に対する理解と関心を高め、水資源の有効利用を図りたいと考えております。そこで、自治会等での勉強会やイベントにおいて、市民に身近な立場で、きめ細かに啓発活動ができるNPO等の団体を募集します。 【想定される取組みの例】 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭でできる水道設備の点検（水漏れ点検等）講座の開催 ・冬季における凍結防止対策の周知 ・災害時の備えに関する知識の普及 	水道整備課

(参考)「まえばし市民提案型パートナーシップ事業 応募の手引き H25 年度版」



【参考】

③行政提案型（仕様提示型）	
行政が地域の課題と認識している事項について、テーマや事業の概要を具体的に示し、市民等から事業計画を公募するもの。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・事業担当課が行政の課題として、あらかじめ具体的な事業内容を定めることから、予算化しやすい。 ・市民等にとって募集内容が理解しやすい。 ・行政が課題として認識しているテーマに限られる。 ・ふさわしい特性を有する提案者が存在しない可能性がある。 ・協議の中で大幅な仕様変更ができないため、協働の相乗効果が見込めないおそれがある。 	
※行政の下請とならないよう市民等の主体性を保つために、協議の中で仕様内容の調整が図れるような仕組みを整える必要がある。	
※このような仕様提示型を「協働」と呼ばない自治体もあるが、市民提案型への応募のきっかけや入り口という位置付けで実施する自治体もある。	
③行政提案型（仕様提示型）の提案書例 ⇒テーマ、事業内容、役割等を示す。 「伊丹市公募型協働事業提案制度」(行政提案型)提案書 ④	
所 属	都市交通部 交通政策室 都市安全企画課 Tel.784-8055
事業名	放置自転車等撤去業務
1. この事業を提案した理由や社会的背景	市内鉄道5駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定しているにも関わらず、自転車等の放置が常態化しており、1,000台近くの自転車が放置されているため、歩行者等の通行環境を悪化させており、危険な状態となっています。
2. 提案事業に関して、現在市で取り組んでいること、その課題	現在は、自転車等放置禁止区域内に駐輪指導員の配置や、放置自転車等を週3回トランクにて藤ノ木保管返還所へ移送していますが、駐輪指導員の配置時間が終了してからは放置自転車等が多くなり、危険な状態となっています。 また、平成27年11月より、路上駐輪ラックを設置するとともに、既存の自転車駐車場において、利用者の利便性を向上させる整備を行ったり、料金の値下げ等を予定しています。 平成26年10月に実施した社会実験で、路上駐輪ラックを設置しましたが、放置自転車等がなくなることがなく、今以上に放置自転車等を減らす方策を考える必要があります。
3. 事業の目的と協働により達成したい目標や成果	鉄道駅周辺の放置自転車の解消を目指します。
4. 市の役割・団体の役割として想定すること※	【市の役割】 放置禁止区域内に放置している自転車等を一斉に撤去します。 既存の自転車駐車場の利便性を向上させ、併せて料金の値下げを実施する。 【団体の役割】 駐輪マナーの啓発や正しい路上駐輪ラックの使用方法の周知、及び放置自転車等減少に対する取組み。
5. 担当者からのメッセージ	現在は、放置自転車の撤去時間が固定化していることから、撤去時間を過ぎると放置が激増しています。平成27年度からは放置自転車の撤去を実施する時間や曜日のランダム化を検討していますが、市だけで放置自転車等を減らすには限界があるため、みなさんと協力し自転車等放置禁止区域内での放置自転車等を減らしていきたいと思います。

* 市の役割・団体の役割につきましては、現在担当課において想定している内容です。
今後関係機関との協議の中で変更する可能性があります。

○他市の状況

北広島市	人口約 5万人	①市民提案型（自由）、③行政提案型
武蔵村山市	人口約 7万人	①市民提案型（自由）
津山市	人口約10万人	①市民提案型（自由）
八代市	人口約13万人	①市民提案型（自由）
伊丹市	人口約19万人	①市民提案型（自由）、③行政提案型
八戸市	人口約23万人	①市民提案型（自由）、②市民提案型（テーマ設定） ※アイデア提案のみも募集
吳市	人口約23万人	①市民提案型（自由）
大和市	人口約23万人	①市民提案型（自由）、③行政提案型
平塚市	人口約25万人	①市民提案型（自由）、②市民提案型（テーマ設定） ③行政提案型
前橋市	人口約33万人	①市民提案型（自由）、②市民提案型（テーマ設定）
柏市	人口約41万人	①市民提案型（自由）、③行政提案型
市川市	人口約47万人	①市民提案型（自由）
相模原市	人口約72万人	①市民提案型（自由）、③行政提案型 ※アイデア提案のみも募集
(県内)		
岩国市	人口約13万人	①市民提案型（自由）、③行政提案型
宇部市	人口約17万人	①市民提案型（自由）

・他市でこの仕組みを採用した理由

①市民提案型（自由部門）
自由テーマのほうが、幅広く、様々な事業提案が寄せられると期待した。また制度導入時は全般的に協働を進める機運が少なく指定テーマを選ぶことが困難だった。
NPO等の市民性、専門性が發揮しやすく、既にNPO等が行っている活動の提案ができる等、NPO等が提案しやすい形態として採用している。
生活者視点の発想を活かすることで、これまで以上に多様な課題の解決を図っていくと考えている。市民協働によるまちづくりを一層進めていくためには、NPO等の自由な発想と意欲を活かす仕組みが必要であると考えている。

②市民提案型（テーマ設定部門）
制度実施当初はNPO等からの自由な提案のみを募集していたが、行政が抱える課題に関する情報提供が必要との要望がNPO等、行政の双方からあったため、行政側からの課題提起に対する協働事業提案も募集することとした。
行政が考える課題の解決に向けて、NPO等が有するノウハウやアイデアに基づく協働事業により市民サービスの向上が期待できることから採用している。行政が考えている課題について、広く市民に知りたい機会と捉えている。

(6) 提案者

提案者にはどのような要件が必要か。

○提案者は団体のみでなく、個人からの提案も可能とする。

※ここでいう提案者とは、企画の提案・事業計画(実施)まで行う者をいう。

防府市参画及び協働の推進に関する条例

(協働による事業の提案)

第十七条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。

※第二条で「市民等」の定義をしている・・・市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。

○他市の状況(提案者)

北広島市	人口約5万人	②団体のみ
武蔵村山市	人口約7万人	②団体のみ
津山市	人口約10万人	②団体のみ
八代市	人口約13万人	②団体のみ
伊丹市	人口約19万人	②団体のみ
八戸市	人口約23万人	①個人及び団体 (個人はアイデア提案のみ)
堺市	人口約23万人	②団体のみ
大和市	人口約23万人	①個人及び団体
平塚市	人口約25万人	②団体のみ
前橋市	人口約33万人	②団体のみ
柏市	人口約41万人	②団体のみ
市川市	人口約47万人	②団体のみ
相模原市	人口約72万人	①個人及び団体 (個人はアイデア提案のみ)
(県内)		
岩国市	人口約13万人	②団体のみ
宇部市	人口約17万人	②団体のみ

○要件について

検討事項

- ・次の要件のうち不要なものはあるか。また、追加した方がよい要件はあるか。
- ・表現が不適切なものはあるか。

【事務局(案)】

個人の要件 (1)~(2)にいずれも該当する個人とする。

	要件
(1)	防府市市民活動支援センターへの登録があること。
(2)	提案内容の属する分野の活動を1年以上継続的に行っていること。

団体の要件 (1)~(5)すべてに該当する団体とする。

	要件	他市状況
(1)	防府市内に事務所または活動場所のある公益活動団体(※)、事業者(個人は除く)。	12団体/15団体
(2)	3人以上の会員で構成された組織で、責任の所在が明確であること。	10人以上 1団体/15団体 5人以上 10団体/15団体 3人以上 1団体/15団体 2人以上 1団体/15団体
(3)	組織の運営に関する定款、規約又は会則等を定めていること。	11団体/15団体
(4)	適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること。	8団体/15団体
(5)	提案時において、1年以上継続して活動していること。	8団体/15団体

※「公益活動団体」とは、次の団体をいいます。

- ◆NPO等
 - ・特定非営利活動法人(NPO法人)、市民活動団体、ボランティア団体
- ◆公益法人
 - ・財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人など
- ◆共益団体
 - ・農業協同組合、生活協同組合、労働組合など
- ◆地縁団体
 - ・自治会、町内会など

【参考：その他の要件(他市)】 他市の要件についてはP5~7参照

○団体の運営に市が関与していない団体。議員が役員になっていない団体【伊丹市、北広島市】

○活動の目的が宗教、政治に関するものではないこと【八代市ほか2団体】

○暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと。【八代市ほか2団体】

○法人及び団体の代表者が市・県民税、固定資産税、国保税等を滞納していないこと【八戸市】

○要件に該当しなくても、他市での実績がある団体【平塚市】

(6) 提案者

参考：他市の要件

自治体	北広島市	東京都武藏村山市	津山市	八代市	伊丹市																				
提案者の要件	<p>《団体の条件》</p> <p>提案することができる団体は、下記に掲げる活動分野のいずれかを行う公益活動団体であって、<u>次のいずれの要件にも該当するものとします。</u></p> <p>1 市内に所在し、主として市内で活動を行っていること</p> <p>2 市その他の行政機関が事務局に参加していないこと</p> <p>3 団体の構成員が5名以上であること</p> <p>【公益活動団体とは】</p> <p>市民協働推進会議設置条例第2条第1項（定義）</p> <p>次のいずれにも該当する団体であって、市民が主体となって組織されるものをいう。</p> <p>1 営利を目的とする団体でないこと</p> <p>2 その活動が公共の福祉の増進に資すること</p> <p>3 団体の代表者、組織、運営等に関する規約その他の規程が定められていること</p> <p>4 その活動内容及び実績を市民に知らせることができること</p> <p>【公益活動団体の範囲】</p> <p>本市では、「公益活動団体との協働指針」において、次のように公益活動団体の範囲を設定しています。また、団体の法人格の有無は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等、公益法人、共益的団体、地縁による団体 <p>【活動分野】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 保健・医療又は福祉の増進</td> <td>11 國際協力</td> </tr> <tr> <td>2 社会教育の推進</td> <td>12 男女共同参画社会の促進</td> </tr> <tr> <td>3 まちづくりの推進</td> <td>13 子どもの健全育成</td> </tr> <tr> <td>4 観光の振興</td> <td>14 情報化社会の発展</td> </tr> <tr> <td>5 農山漁村又は中山間地域の振興</td> <td>15 科学技術の振興</td> </tr> <tr> <td>6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興</td> <td>17 職業能力の開発又は雇用</td> </tr> <tr> <td>7 環境の保全</td> <td>18 消費者の保護</td> </tr> <tr> <td>8 災害救援機会の拡充</td> <td>19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に</td> </tr> <tr> <td>9 地域安全</td> <td>関する助言、援助</td> </tr> <tr> <td>10 人権の擁護又は平和の推進</td> <td></td> </tr> </table>	1 保健・医療又は福祉の増進	11 國際協力	2 社会教育の推進	12 男女共同参画社会の促進	3 まちづくりの推進	13 子どもの健全育成	4 観光の振興	14 情報化社会の発展	5 農山漁村又は中山間地域の振興	15 科学技術の振興	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	17 職業能力の開発又は雇用	7 環境の保全	18 消費者の保護	8 災害救援機会の拡充	19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に	9 地域安全	関する助言、援助	10 人権の擁護又は平和の推進		<p>《団体の条件》</p> <p>(1) 次の①から⑤までの全てに該当していること</p> <p>① 武藏村山市内を主な活動範囲としていること</p> <p>② 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適正に行われていること</p> <p>* 1年以上の活動実績がない団体は提案ができません。</p> <p>③ 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること</p> <p>④ 5人以上の者で組織されていること</p> <p>⑤ 次のいずれにも該当しない団体であること</p> <p>ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの</p> <p>イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの</p> <p>ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの</p> <p>エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの</p> <p>カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの</p>	<p>《団体の条件》</p> <p>次の要件を全て満たす市民活動団体等とする。</p> <p>(1) 5人以上の会員で組織していること</p> <p>(2) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること</p> <p>(3) 予算・決算を適正に行っていること</p> <p>(4) 1年以上の活動実績を有していること</p> <p>(5) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること</p> <p>(6) 公開プレゼンテーションに参加できること</p>	<p>《団体の条件》</p> <p>次に掲げる要件のいずれかに該当する団体</p> <p>1. 「八代市市民活動団体登録要領」に基づく登録団体</p> <p>2. 八代市内に主たる事務所又は活動場所を有する公益法人、自治会等の自治組織などで、<u>次の要件をすべて満たす団体</u></p> <p>(1) 5人以上の構成員で組織していること</p> <p>(2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等があること</p> <p>(3) 予算・決算及び会計処理が適正に行われていること</p> <p>(4) 提案時において1年以上継続して活動し、今後も活動が見込まれること</p> <p>(5) 活動の目的が宗教、政治に関するものではないこと</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が役員である団体でないこと</p>	<p>《団体の条件》</p> <p>原則として次の①から④までの要件を満たすことが必要です。</p> <p>①伊丹市内に、事務所及び活動場所のある市民活動団体（※）、非営利の法人、事業者（個人での提案はできません）</p> <p>②団体の構成員が5人以上おり、責任の所在が明確であるとともに民主的な意思決定がなされること</p> <p>③団体の運営に関する規則(規約、会則、定款など、名称は問いません)があること</p> <p>④団体の運営に伊丹市が関与していない団体。議員が役員となっていない団体</p> <p>※ 市民活動団体は、地縁型団体・テーマ型団体などをさします。実行委員会や共同事業体なども含みます。</p>
1 保健・医療又は福祉の増進	11 國際協力																								
2 社会教育の推進	12 男女共同参画社会の促進																								
3 まちづくりの推進	13 子どもの健全育成																								
4 観光の振興	14 情報化社会の発展																								
5 農山漁村又は中山間地域の振興	15 科学技術の振興																								
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	17 職業能力の開発又は雇用																								
7 環境の保全	18 消費者の保護																								
8 災害救援機会の拡充	19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に																								
9 地域安全	関する助言、援助																								
10 人権の擁護又は平和の推進																									

参考：他市の要件

自治体	八戸市	吳市	大和市	平塚市	前橋市
提案者の要件	<p>《団体の条件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動に取り組む市民活動団体（市民活動団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、各種実行委員会等）や地域コミュニティ団体（子ども会、町内会、PTA 等）、及び学校、公益法人、協働組合、民間事業者等で次の条件を満たす団体 (1) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること (2) 主たる活動区域が八戸市内であること（協同組合、民間事業者の場合は市内に事務所又は事業所を有すること） (3) 当該法人または、法人及び団体の代表者が市・県民税、固定資産税、国保税等を滞納していないこと ・複数の団体がグループを構成して、提案することも可能（その場合は、代表を定めること） <p>《個人の条件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八戸市に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人も応募可能（市・県民税、固定資産税、国保税等を滞納していないこと） 	<p>《団体の条件》</p> <p>団体と行政（吳市）が協働で事業実施するため<u>に立ち上げた実行委員会等に助成します。</u></p> <p>※団体：NPO 法人、ボランティア団体及び自治会などの市民公益活動団体や、財団法人社団法人及び社会福祉などの公益、農業協同組合や生涯学習の団体など、営利を目的としない団体。また、営利団体でも、その事業が営利・PR目的でない場合は含まれる。</p>	<p>協働事業提案制度に応募するには、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例施行規則」に基づき、<u>団体登録又は個人登録が必要</u></p> <p>《団体登録の条件》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) P9、「対象となる事業」に規定する市民活動を行う団体であること (2) 代表者を含め3名以上の役員を有すること (3) 大和市内で活動していること又は活動する予定があること (4) 規約、会則等を有すること (5) 予算及び決算を示すことができること (6) 原則として、1年以上継続して活動している団体であること <p>《個人登録の条件》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) P9、「対象となる事業」に規定する市民活動を行う個人であること (2) 大和市内で活動していること又は活動する予定があること (3) 原則として、1年以上継続して活動していること 	<p>《団体の条件》</p> <p>協働事業の対象として、行政のパートナーとなる市民活動団体とは、原則、次のいずれかに該当する市民活動団体とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ひらつか市民活動センターに登録している市民活動団体 (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人で主な活動の範囲が平塚市にある団体 (3) 次の要件のいずれにも該当する市民活動団体等 <p>ア 公益的な活動を目的とした団体 イ 営利を目的としない団体 ウ 活動拠点及び活動の範囲が平塚市にあること エ 5人以上の会員で組織している団体で、そのうち3人以上は平塚市民であること オ 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること カ 予算・決算を適正に行っていること キ 原則として、1年以上継続して活動していること ク 宗教活動、政治活動を主たる目的としないこと</p> <p>※上記要件に該当しなくても、他市での実績がある場合などはご相談ください。</p>	<p>《団体の条件》</p> <p>次に掲げる事項を全て満たすことを要件とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 営利を目的とせず、自主的に公益的な活動を行う団体（NPO、市民活動団体、ボランティアグループ、自治会、地域づくり協議会等）であること (2) 概ね10人以上の会員で組織していること (3) 組織の運営に関する規約、会則等があること (4) 会計処理が適切に行われていること (5) 継続して1年以上の活動実績があること (6) 企業などを含む実行委員会の場合、半数以上を1年以上の活動実績があるNPO、市民活動団体等で構成していること

参考：他市の要件

自治体	柏市	市川市	相模原市	岩国市	宇部市
提案者の要件	<p>《団体の条件》</p> <p>柏市民公益活動促進条例に基づく団体の登録をしていること、または登録する見込みであり、提案事業実施の手順に従い、関係部署との協議の場に出席することができる</p> <p>(1) 市川市に住所がある人 (2) 市川市に通勤している人 (3) 市川市に通学している人 (4) (1)～(3)の人を代表者とする団体 (5) 市川市に事務所を有する法人</p> <p>(1) 市民公益活動団体（不特定多数のもの利益の増進に寄与している団体で、営利、宗教、政治活動や特定の公職の候補者等を支持することを目的とした活動や会員相互の共益、親睦のみの活動を行っている団体は除きます） (2) 柏市内に主たる事務所があること (3) 構成員が5人以上いること (4) 定款、規約、会則等があるもの（団体の目的、名称、主たる事務所の所在地等が記載してあるもの）</p>	<p>《団体の条件》</p> <p>※ (1)～(3)については満20歳以上の方が2人以上必要です。</p> <p>(1) 市川市に住所がある人 (2) 市川市に通勤している人 (3) 市川市に通学している人 (4) (1)～(3)の人を代表者とする団体 (5) 市川市に事務所を有する法人</p>	<p>《団体の条件》</p> <p><u>次に掲げる事項を全て満たすことを要件とします。</u></p> <p>(1) 1年以上の活動実績があり、5人以上の会員で組織している団体であること (2) 相模原市内に活動の拠点を置くことができる (3) 組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること (4) 予算を持つ団体については、適切な会計処理が行われていること (5) 次の要件にいずれにも該当しない団体 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体 ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること目的とする団体 エ 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「排除条例」という。）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当するもの オ 排除条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体</p>	<p>《団体の条件》</p> <p>営利を目的とせず、社会貢献活動を組織的かつ継続的に行うことで市民の公益の増進に寄与する団体。また、<u>次の項目のすべてに該当する必要があります。</u></p> <p>(1) 本市の区域内に主たる事務所を有していること (2) 5人以上の構成員により組織されていること (3) 市民活動団体の運営に関する規約等の定めがあること (4) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算を書類により示すことができること (5) 1年以上継続して活動を行っていること、又は行う見込みがあること (6) 政治的活動又は宗教的活動が団体の主たる目的でないこと (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反対することが団体の主たる目的でないこと (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその構成員の統制下にないこと</p>	<p>《団体の条件》</p> <p>営利を目的としない市民の自発的かつ公益的な活動を組織的かつ継続的に行うNPO（法人を含む。）、ボランティアグループなどの市民活動団体で、<u>次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、申請資格を有します。</u></p> <p>◆宇部市内に活動拠点を置き、主な活動場所が市内であること ◆5人以上の宇部市民により組織し、代表者を定めていること ◆団体の運営に関する規約又は会則等を定め、運営を適正に行っていること ◆政治、宗教、選挙活動及び暴力的不法行為を目的とする団体でないこと</p>

(7) 対象となる事業

対象となる事業の要件にはどのようなことが必要か。

検討事項

- ・次の要件のうち不要なものはあるか。また、追加した方がよい要件はあるか。
- ・表現が不適切なものはあるか。

【事務局（案）】

(1)～(6)すべてに該当する事業とする。

	要 件	
(1)	市内で実施される公益的な事業であり、地域の課題や社会的課題について、提案団体（市民等）と市長等が協働して実施することにより、その解決につながる事業であること。	地域課題・社会的課題の解決
(2)	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業であること。	事業効果
(3)	役割分担が明確かつ妥当であり、提案団体（市民等）と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。	協働による効果
(4)	提案団体（市民等）の先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした事業であること。	提案者の特性
(5)	予算の見積り等が適正であること。	予算の妥当性
(6)	上記の要件をすべて満たす事業であっても、次のいずれかに該当するときは、本制度の対象外とする。 ・ 営利を目的とするもの ・ 公序良俗に反するもの ・ 政治、宗教又は選挙に関する活動を目的とするもの ・ 施設等の建設及び整備を目的とするもの ・ 法令、条例等に違反するもの ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。 ・ 防府市から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの	対象外事業

【参考：その他の要件（他市）】 他市の要件についてはP9～11参照

○協働担当課との事前協議（事業説明等）がなされている事業【八代市】

○(対象外事業)地区住民の交流行事等、親睦会の要素が強いイベント開催事業【柏市、津山市】

(7) 対象となる事業

参考：他市の要件

	北広島市	東京都武藏村山市	津山市	八代市	伊丹市
対象事業の要件	<p>(1) 提案することができる事業は、次の<u>いずれの要件にも該当するものとします。</u></p> <p>1 提案した団体が自ら行うこと</p> <p>2 協働の役割分担が明確であること</p> <p>3 政治活動、宗教活動又は営利を目的としないこと</p>	<p>福祉、子育て、環境、防災、国際交流、文化芸術、まちづくり等の分野で、自由な発想と視点をいかした公益性の高い事業が対象となります。</p> <p>具体的には、次のア、イの両方を満たしている事業となります。</p> <p>ア 次の①から③までの全てに該当していること。(協働型事業の場合は①から④まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業 ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業 ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業 ④ 3年間継続して実施することができる事業 <p>イ 次の⑤から⑧までのいずれかに該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 市民の地域活動への参画が促進される事業 ⑥ 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業 ⑦ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業 ⑧ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業 	<p><u>次の要件を全て満たす事業とする。</u></p> <p>(1) 公益的かつ社会貢献的な事業で、市民活動団体等と津山市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られる事業</p> <p>(2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果ができる事業</p> <p>(3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業</p> <p>(4) 先進性、先駆性等の工夫やアイディアがあり、新しい視点からの取り組みである事業</p> <p>(5) 予算の見積もり等が適正である事業</p> <p>(6) 新たに取り組む事業又は、この要領により補助を受けて行った事業の効果を高めたものとして、引き続き同一事業者が行う事業（事業開始年度から起算して3年度を上限とする。）</p> <p>5 対象外の事業</p> <p>(1) 特定の個人、団体、企業、法人のみが利益を受ける事業</p> <p>(2) 政治、宗教、選挙活動に関する事業や、特定の政党活動、宗教活動を目的とする団体を行う事業</p> <p>(3) 施設等の建設や整備のみを目的とする事業</p> <p>(4) 政策の立案に関するもの(政策立案のための調査等)</p> <p>(5) 学術的な研究事業</p> <p>(6) 事業実施を伴わない調査等の事業</p> <p>(7) 地区住民の交流行事等、親睦会の要素が強いイベント開催事業</p> <p>(8) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成を受けている事業</p> <p>(9) 公序良俗に反する事業</p>	<p>(1) 八代市内で実施する公益的な事業であり、提案団体と八代市が協働して取り組むことによって、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業</p> <p>(2) 新規事業であり、具体的な効果や成果が期待できる事業</p> <p>(3) 団体と市の役割分担が明確かつ妥当であり、協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業</p> <p>(4) 団体の先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新しい視点からの取り組みである事業</p> <p>(5) 協働担当課との事前協議(事業説明等)がなされている事業</p> <p>(6) 予算の見積り等が適正であり、提案した団体が実施することが可能である事業</p> <p>(7) 次の要件にいずれかに該当しない事業</p> <p>ア 受益の対象が特定の個人や団体であるもの</p> <p>イ 公序良俗に反するもの</p> <p>ウ 原則として、該当年度に他の制度による補助金等の対象となっているもの（八代市や県などの制度による補助金等の対象となっている場合はご相談ください）</p>	<p>原則として次の①から③までの要件を満たすことが必要です。</p> <p>①伊丹市内で実施する市民公益事業、又は伊丹市民が主たる担い手・参加者になる事業であること。</p> <p>②団体と市とが協働することによって効果が上がる事業であること。</p> <p>③伊丹市の総合計画に沿った事業であること。</p>

参考：他市の要件

	八戸市	吳市	大和市	平塚市	前橋市
対象事業の要件	八戸市が抱えている課題の解決又は市のまちづくりために、市民活動団体若しくは地域コミュニティ活動団体又は事業者自らが八戸市と協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる政策、事業などで、新たに取り組まれるモデル的又は先駆的な内容のものとする。	<p><u>次の要件にすべて該当する事業</u></p> <p>(1) 吳市の施策に合致する事業 (2) 吳市と協働で実施する事業(吳市と実行委員会等を立ち上げて実施する事業)</p>	<p>(1) 新しい公共に参加する意思のある活動 (2) 多様な価値観を認めあう活動 (3) 営利を目的としない活動 (4) 宗教及び政治に関する活動を主たる目的としていない活動 (5) 選挙に関する活動を目的としていない活動</p>	<p>協働事業の対象となる事業は、原則単年度事業（継続でも最長3年）で、<u>次の要件のいずれにも該当する事業とします。</u></p> <p>(1) 平塚市内で実施、又は、平塚市民が受益者となる公益的な事業 (2) 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業 (3) 市民活動団体と行政の役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業 (4) 次の要件のいずれにも該当しない事業 ア 受益の対象が特定の個人や団体であるもの イ 公序良俗に反するもの ウ 原則として、該当年度に平塚市の他の制度による補助金等の対象となっているもの (県などの制度による補助金等の対象となっている場合はご相談ください) (5) 原則、ハード（施設の建築や整備）のみの事業は対象となりません。</p>	<p>《対象となる事業》</p> <p>(1) 公益的または社会貢献的な事業で、提案するNPO、市民活動団体等と前橋市が協働で取り組むことで、市民福祉の向上が期待できるもの (2) 単独で実施するよりも、NPO、市民活動団体等と前橋市が協力・連携して実施するほうが、より高い効果が期待できるもの (3) NPO、市民活動団体等のアイデアや先駆性、専門性等を生かすことができるもの (4) 協働事業として実施するにあたって、NPO、市民活動団体等と前橋市が明確かつ適切に役割分担できるもの (5) その主たる効果が、前橋市内において生ずるもの</p> <p>《対象外の事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とするもの ・宗教に関わるもの ・政治活動に関わるもの ・公序良俗に反するもの ・施設等の整備を目的とするもの ・国、地方公共団体又はこれらの出資法人等からの助成を受けているもの

参考：他市の要件

自治体	柏市	市川市	相模原市	岩国市	宇部市
対象事業の要件	<p>(1) 柏市内で行うものであること (2) 営利を目的としたものでないこと (3) 特定の個人や団体のみが利益を受けるものでないこと (4) 政治、宗教、選挙活動に関わるものでないこと (5) 施設等の建設や整備のみを目的とするものでないこと (6) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベントでないこと (7) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成等を受けていないこと (8) 既に実施している市民提案型制度に該当する提案（公の施設の指定管理者制度等）でないこと (9) その他公序良俗に反するものでないこと</p> <p>《事業基準》</p> <p>(1) 地域課題の把握、住民ニーズ ・身近な課題であるか・課題や住民ニーズの把握は的確か</p> <p>(2) 協働の効果 ・市と協働して事業を実施することによって、相乗的な効果をあげることができるか</p> <p>(3) 協働の必要性 ・公益性があり、提案者と市が協働する必要性があるか</p> <p>(4) 市民参加 ・実施する事業の中に、より多くの市民が参加したり、かかわっていくことができるものがあるか</p> <p>(5) 実現可能性 ・提案者と市との役割分担が明確かつ妥当で、実施体制は充分なものか</p>	<p><u>※次のいずれにも該当するもの。</u></p> <p>(1) 福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題を解決しようとするもの。 (2) 市民生活の福祉、利便性、快適性などの向上に直接寄与するもの。 (3) 法令、条例等に違反しないもの。 (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するものでないこと。 (5) 営利を目的としないこと。 (6) 宗教的活動、政治的活動に係るものでないこと。 (7) 市が補助金等の資金を直接支出するものでないこと。 (8) 事業基準に合致していること。 (9) その他本制度による協働事業として実施することが適切であるもの。</p>	<p>(1) 市民と行政が、課題意識や目的を共有でき、地域の課題や社会的課題の解決につながるもの。（地域課題・市民ニーズ分析、公益性） (2) 提案する市民（団体）自らが担うことが可能なものの。（実施能力） (3) 市民と行政が協働することによって、相乗効果が生じると認められるもの。（効果） (4) 役割分担が明確かつ妥当なもの。（役割分担） (5) 予想される成果が明確で、将来展望が明らかなもの。（事業の発展性・将来展望） (6) 次の要件にいずれにも該当しない事業 ア 営利を主たる目的とするもの。 イ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。 ウ 政治、宗教、選挙活動を目的とするもの。 エ 政策等の提案を主たる目的とするもの。 オ 施設等の建設又は整備を目的とするもの。 カ 公序良俗に反するもの。 キ 相模原市の他の補助制度等の対象となるもの。</p>	<p>市民の公益の増進に寄与する事業で、下記の<u>19項目</u>のいずれかに該当する必要があります。</p> <p>原則として新規の事業です。</p> <p>ただし、既存の事業であっても、新たな企画が加わること等により事業が拡充、改善されるものであれば対象となります。</p> <p>1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 社会教育の推進を図る活動 3 まちづくりの推進を図る活動 4 観光の振興を図る活動 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 7 環境の保全を図る活動 8 災害救援活動 9 地域安全活動 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 11 国際交流又は国際協力の活動 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 13 子どもの健全育成を図る活動 14 情報化社会の発展を図る活動 15 科学技術の振興を図る活動 16 経済活動の活性化を図る活動 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 18 消費者の保護を図る活動 19 前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>市民活動分野全般を対象に、市内において市民活動団体が企画提案する地域の活性化や社会的課題の解決につながる事業で、平成27年4月1日から平成28年3月10日までの間に実施完了できるもの。</p> <p>【例】地域の環境（河川、公園等）をきれいにする取り組み 地域資源を活かした地域づくり 中心市街地を活性化する取り組み 若者の就労支援につながる取り組み 農業の担い手づくりにつながる取り組み 防災意識の向上を図る取り組み 子どもの健全育成に関する取り組み 高齢者・障害者の社会参加につながる取り組み 《対象とならない事業》 ◆ 営利を目的とするもの ◆ 特定の団体や個人が利益を受けるもの ◆ 宗教、政治、選挙活動に関するもの ◆ 親睦を目的とするもの ◆ 学術等の研究を目的とするもの ◆ 公序良俗に反する内容のもの ◆ 平成27年度において、国又は地方公共団体から助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの ◆ その他選考審査において対象にならないと判断されたもの</p>

(8) 協働の形態

検討事項	
・この制度ではどのような協働の形態を採用するか。	

形態	内容（防府市参画及び協働の推進に関する意見書より）	効果	想定事例
委託	市が実施すべき事業のうち、地域コミュニティや市民活動団体等の専門性等に着目し、委託先を地域コミュニティや市民活動団体等に限定して実施する事業形態	行政にはない創造性や先駆性が幅広く期待できるとともに、市民等の持つきめ細かなサービスの提供が可能になる。	・施設の運営 ・子育てサロン ・ファミリーサポートセンター事業 ・コミュニティバスの運行
補助	地域コミュニティや市民活動団体等が主体的に実施する事業に対し、市が資金を補助する事業形態（補助金、助成金、交付金）	事業の実施主体である市民等の自主性、自立性が尊重される。	・公園、道路の清掃活動等 ・国際親善事業 ・集会所の管理運営 ・防犯灯設置
共催	地域コミュニティや市民活動団体等と市が共に主体となり、それぞれの特性を生かして実施する事業形態	企画段階から話し合いを重ね、知識・経験や人的ネットワークを持ち寄り、対等な立場で事業を企画・実施することができる。	・フォーラム、シンポジウム ・講座 ・交通安全運動 ・花と緑のリサイクル事業 ・子供読書フェスティバル
実行委員会	市が地域コミュニティや市民活動団体等と実行委員会や協議会を構成し、主催者となって実施する事業形態	お互いの役割・責任分担や経費負担が明確になるほか、それを決めるための話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られる。	・まつり、イベント ・単発的な事業 ・普及啓発を図る事業 ・成人式の企画、運営
事業協力	共催以外の形態で、地域コミュニティや市民活動団体等と市が、それぞれの役割分担のもと、一定期間継続的な関係で協力し合いながら実施する事業形態	行政にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細かな公共サービスの提供が可能になる。	・団体の自主事業 ・子供見守り隊 ・職場体験学習 ・クリーン大作戦
後援	地域コミュニティや市民活動団体等が実施する公益性を有する事業に対し、市が後援名義の使用を承認する事業形態	これにより事業に対する理解や関心、社会的信頼を増すことが期待できる。	・団体の自主事業 ・ニューカラコンサート ・ふるさと想い出花火